

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会  
社の電報サービス契約約款及び料金の変更の認可に  
ついて

(諮問第3097号)

<目 次>

1	答申書 (案)	1
2	申請概要	4
3	審査結果	7
4	参考資料	9

別添

- 電報サービス契約約款の変更認可申請書(写)  
(東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社)
- 電報サービス料金の変更認可申請書(写)  
(東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社)

平成29年11月24日

総務大臣  
野田 聖子 殿

情報通信行政・郵政行政審議会  
会長 多賀谷 一照

答 申 書 (案)

平成29年9月29日付け諮問第3097号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の電報サービス契約約款及び料金の変更の認可については、認可することは適当と認められる。
- 2 本件に関しては、次の点について東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社において十分な対応がなされるよう要望する。
  - (1) 電報サービス契約約款及び料金の変更に当たっては、事前の周知を十分行うこと。また、事前の周知等の状況によっては、必要に応じ受付時間等の変更の実施の延期も視野に入れて、利用者において混乱が生じないように対応すること。
  - (2) 上記契約約款及び料金の変更後においては、夜間受付による利用を希望する利用者に対し、夜間受付をインターネット接続で一元的に行っていることについて周知及び照会対応を適切に行うことで、利用者の円滑な電報利用を支援すること。
  - (3) (1)、(2)に関して、認可した日から受付時間等の変更の日までの間及びその後の当分の間、利用者対応の実施状況について、総務省に報告すること。
- 3 なお、提出された意見及びその意見に対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の電報サービス契約款及び料金の変更の認可」に対して寄せられた意見及び  
その意見に対する考え方

平成 2 9 年 1 1 月 2 4 日  
情報通信行政・郵政行政審議会

意見	考え方
<p>本改正にさほど反対ではない。</p> <p>電報は概ねファクシミリ及びレタックス(また、電話回線の使用を行わないものを許すのであれば電子メールも含む)によって代替可能と思われるので、サービス縮小による問題はあまり無いのではないかと思われるからである。</p> <p>なお、電報は、現在、主に祝電などのために儀式的に利用されているものと察されるが、祝電はレタックスでも行えるのであるから(ただ、専らそのための軽くない名称のサービスの展開は、日本郵便株式会社の営業努力によってなされると望ましいと考える。)、一般利用者に向けたサービスとしては廃止も行って良いのではないかと考える。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>○ 電報の夜間受付等の縮小は、多くの場面で代替的手段も多くなっていることからやむを得ないものと考えられるが、他の伝達手段のない相手方への最低限確保すべき情報伝達手段としての電報の役割の意義に鑑みて、インターネット接続による夜間受付への誘導を円滑に行う等により、その役割が十分に果たされるように、総務省より東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に対して求めることを要望する。</p>

# 申請概要

## 1 申請者

東日本電信電話株式会社（代表取締役社長 山村 雅之）  
西日本電信電話株式会社（代表取締役社長 村尾 和俊）  
（以下「NTT東日本・西日本」という。）

## 2 申請年月日

平成 29 年 9 月 20 日

## 3 申請の概要

### （1）変更の概要

NTT東日本・西日本が行う電報の事業について、電報の取扱通数の減少に伴う収支の悪化を背景に、経営効率化のため、受付時間、配達時間等の見直しを行うもの。主な変更点は以下のとおり。

- ① 夜間電話受付の廃止（これに伴い、緊急定文電報の追加料金（2,000 円）による夜間配達も廃止）
- ② 「緊急定文電報」（基本料金 300 円）を「定文電報」に改称

### （2）実施期日

認可後、平成 30 年 1 月 1 日（予定）から実施

- 電報は電話、電子メール等の代替手段の発達等によりその発信通数は減少傾向にある。
- その中で、同サービスに係るNTT東日本・西日本の収益も近年悪化傾向にある。

## (1) 取扱通数

平成28年度において、電報取扱通数は、NTT東日本343万通、NTT西日本374万通。(通数は約10%/年減少傾向。)  
(NTT民営化後の取扱通数のピーク時(平成3年度:4,696万通)の1/6以下。)

【NTT東日本】

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	(千通)
通常電報	5,345	4,875	4,470	4,169	3,796	3,432	

5

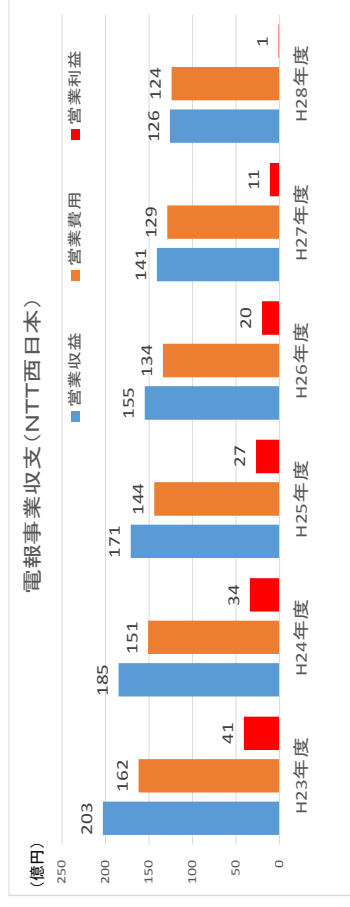
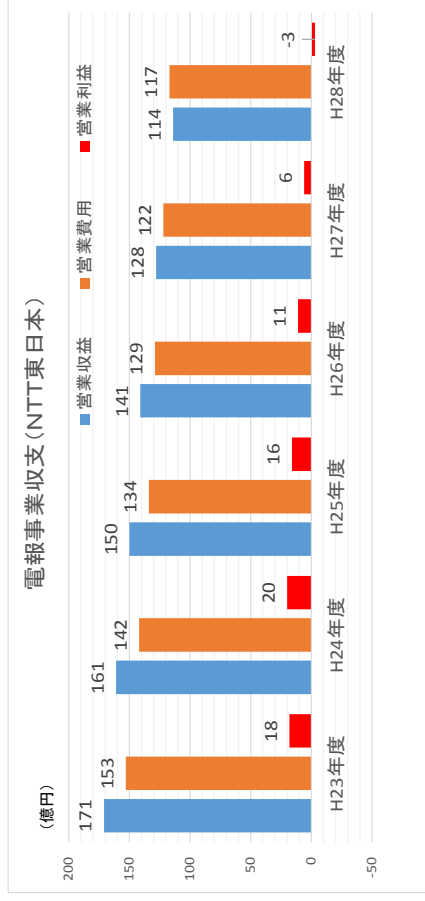
## 委員限り

【NTT西日本】

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	(千通)
通常電報	6,096	5,478	5,027	4,565	4,183	3,733	

## (2) 収支の状況

平成28年度決算において、営業利益は、NTT東日本▲3億円、NTT西日本1億円を計上。(収益は約10%/年減少傾向。)



NTT東日本・西日本は、電報の需要の縮小と電報の取扱通数の減少による収支の悪化を背景に、電報サービスの受付時間及び配達時間の見直しを希望。

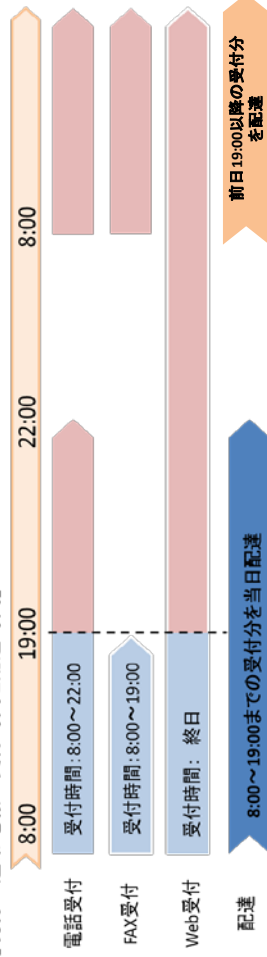
## 見直し案の内容

- ① 夜間電話受付(19時～22時)を廃止。
  - ② 緊急定文電報の夜間受付及び追加料金(2,000円)による夜間・早朝配達も廃止。
- また、緊急定文電報を「定文電報」に改称。

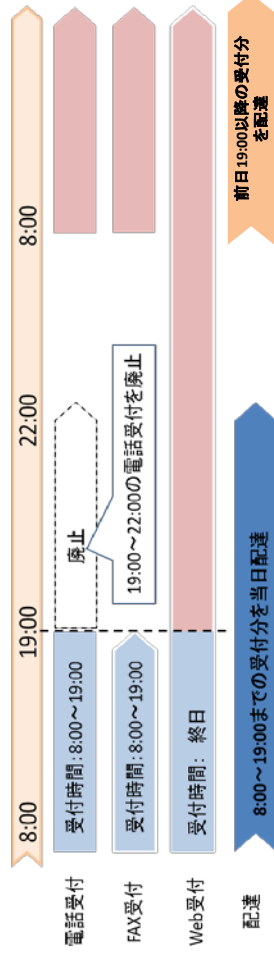
6

### ① 通常電報の受付時間見直し

【現行の通常電報の受付時間と配達時間】

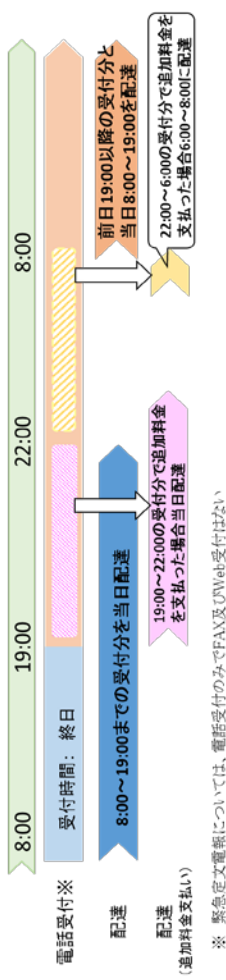


【見直し後の通常電報の受付時間と配達時間】



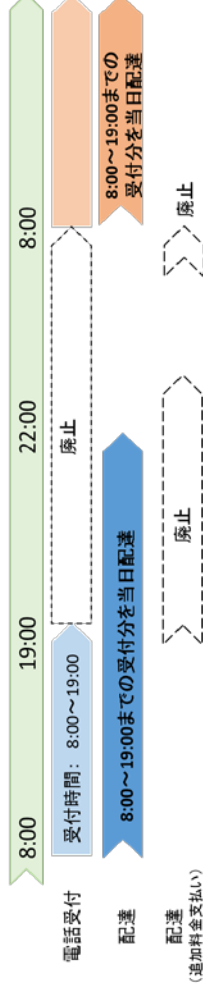
### ② 緊急定文電報の見直し

【現行の緊急定文電報の受付時間と配達時間】



【見直し後の緊急定文電報の受付時間と配達時間】

緊急定文電報を廃止し、通常電報の新メニューとして「定文電報」を新設



# 審 査 結 果

(約款の変更認可)

電気通信事業法関係審査基準（平成13年1月6日総務省訓令第75号。以下「審査基準」という。）の規定に基づき、以下のとおり審査を行った結果、認可することが適当であると認められる。

審 査 事 項	審査 結果	理 由
<p>1 第一種電気通信事業者及びその利用者の責任に関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。 【審査基準第13条の2(1)】</p>	—	<p>今回の申請において変更点はない。</p>
<p>2 電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するものでないこと。 【審査基準第13条の2(2)】</p>	適	<p>電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するような変更事項はなく、適当であると認められる。</p>
<p>3 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。 【審査基準第13条の2(3)】</p>	適	<p>特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないと認められる。</p>
<p>4 法第8条第1項及び施行規則第55条に定める重要通信が優先的に取り扱われること並びに施行規則第56条に定める機関等が重要通信を行うため他の通信の接続が制限又は停止されることが定められていること。 【審査基準第13条の2(4)】</p>	—	<p>今回の申請において変更点はない。</p>
<p>5 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものでなく、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適當であるため、利用者の利益を阻害するものでないこと。 【審査基準第13条の2(5)】</p>	適	<p>他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものでなく、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適當であるため利用者の利益を阻害するものであるとはいえない。 本件については、NTT東日本・西日本において、受付時間等変更の周知やインターネット接続による夜間受付への誘導が円滑に行われることが必要であり、その実施について注視することが必要。</p>



# 審 査 結 果

(料金の変更認可)

電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年 1 月 6 日総務省訓令第 75 号。以下「審査基準」という。）の規定に基づき、以下のとおり審査を行った結果、認可することが適当であると認められる。

審 査 事 項	審 査 結 果	理 由
1 料金及びその額の算定方法が、電気通信料金算定要領に照らし、妥当なものであること。 【審査基準第 12 条の 2 (1)】	適	「定文電報」の料金については、改称前の「緊急定文電報」と同額の料金で提供され、変更がない。
2 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。 【審査基準第 12 条の 2 (2)】	適	料金は、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものではないと認められる。

電報サービスの受付・配達時間の見直しに関するお客様へのお知らせについて

内容		実施時期	
① 全てのお客様へのお知らせ	報道発表	2017年9月	
	当社HP上	2017年11月	
	電報受付サイト (D-MAIL)	認可申請後、見直し内容について掲載。	2017年11月
		認可後、あらためて見直し内容について掲載。	2017年11月
	電報受付コールセンター (115番)	全入電呼に対する音声ガイダンスによる案内を実施予定。	2017年12月～ 2018年3月
② 緊急定文電報（夜間申込）ご利用のお客様へのお知らせ	<ul style="list-style-type: none"> <li>2015年度および2016年度における緊急定文電報を夜間に申し込みされたお客様へ、見直しを検討している旨を電話でお知らせ。</li> <li>緊急定文電報の夜間配達をご利用された一部のお客様へ、訪問で見直し内容（案）をお知らせ。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急定文電報の夜間配達をご利用された一部のお客様へ、再度訪問で見直し内容をお知らせ。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急定文電報（夜間配達）ご利用のお客様へのお知らせ</li> </ul>		
③ 緊急定文電報（夜間配達）ご利用のお客様へのお知らせ	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急定文電報の夜間配達をご利用された一部のお客様へ、再度訪問で見直し内容をお知らせ。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急定文電報（夜間配達）ご利用のお客様へのお知らせ</li> </ul>		

(報道発表 本紙)

(報道発表 別紙)


**News Release**


西日本電信電話株式会社  
 東日本電信電話株式会社

2017年9月20日

電報サービスの受付・配達時間等の見直しについて

NTT東日本及びNTT西日本(以下、NTT東西)は、電報サービスの受付・配達時間等を下記のとおり見直しします。これに伴い、電報サービス契約の一部改正について、本日、総務大臣に対し、認可申請<sup>※</sup>を行います。

※ 無線電報の受付・配達時間の見直しについては、認可申請の対象外

1. 見直しの概要

電報サービスの利用が減少していることから、電報サービスの受付・配達時間等を下記のとおり見直すこととします。詳細については【別紙】をご参照ください。

電報の種類	受付時間	配達時間
通常電報 ※電送受付に係るもの	8時～22時 ⇒ 8時～19時	19時受付まで当日配達 ⇒ 変更なし
緊急定文電報(名称変更・定文電報)	終日 ⇒ 8時～19時	19時受付まで当日配達 ⇒ 19時受付まで当日配達 (夜間配達あり)
無線電報	船舶から発信する陸地宛電報	19時受付まで当日配達 ⇒ 10時受付まで当日配達 (夜間配達あり)
	船舶宛電報	終日 ⇒ 8時～19時

2. 実施時期  
総務大臣の認可を得た後、速やかに実施します。(2018年11月目途)

3. 電報のお申し込み先・お問い合わせ先  
NTT東西:115(局番なし)  
\* 一部の地事業者様の電話回線からはご利用いただけません。詳細はご契約事業者様にご確認ください。

(別紙) 電報サービスの受付・配達時間等の見直し内容について

	現状		見直し後	
	受付時間	配達時間	受付時間	配達時間
通常電報	かな電報	当日	8時～19時	当日
	漢字電報	翌日8時以降	19時～22時	—
	〔 慶応等 通常用途の 電報 〕	当日	8時～19時	8時～19時
緊急定文電報 ⇒定文電報	〔 定文を用いた緊急 運用用の電報 〕	翌日8時以降	終日	終日
		当日	8時～19時	8時～19時
※1 夜間配達(+2000円(税抜)/通)の場合は当日	※2 夜間配達(+2000円(税抜)/通)の場合は翌日0時～翌日0時	※3 無線電報の受付・配達時間の見直しについては、認可申請の対象外		

※1 夜間配達(+2000円(税抜)/通)の場合は当日  
 ※2 夜間配達(+2000円(税抜)/通)の場合は翌日0時～翌日0時  
 ※3 無線電報の受付・配達時間の見直しについては、認可申請の対象外



全入電呼に対して、認可後より、見直し以降も暫くの間、受付時間の見直しについてお知らせするガイダンスを流す予定。

### 受付時間中のガイダンス

お電話ありがとうございます。こちらはNTT115番電報受付です。

**平成30年1月1日より115番の受付時間を、午前8時から午後7時までに変更させていただきます。**

電話料金払いによる電報をお申込みの方は数字の「1」を、クレジットカード払いによる電報をお申込みの方は数字の「2」を、電報お申込後の変更、取り消し、配達状況確認、その他電報に関するお問合せについては数字の「3」をお選びください。

### 受付時間外のガイダンス【認可後～平成30年1月1日までの間】

12 お電話ありがとうございます。こちらはNTT115番電報受付です。  
恐れ入りますが、本日の受付は終了いたしました。

115番の受付時間は午前8時から午後10時までとなっております。

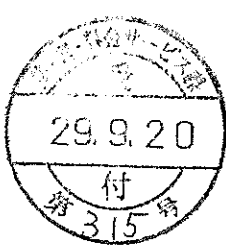
なお、平成30年1月1日より115番の受付時間を、午前8時から午後7時までに変更させていただきます。  
また、電報受付サイト「D-MAIL」では、パソコンまたはスマートフォンから24時間電報をお申込みいただけます。  
詳しくは、「NTT\_\_電報」で検索してください。

### 受付時間外のガイダンス【平成30年1月1日以降】

お電話ありがとうございます。こちらはNTT115番電報受付です。  
恐れ入りますが、本日の受付は終了いたしました。

115番の受付時間は午前8時から午後7時までとなっております。

なお、電報受付サイト「D-MAIL」では、パソコンまたはスマートフォンから24時間電報をお申込みいただけます。  
詳しくは、「NTT\_\_電報」で検索してください。



契約約款変更認可申請書

東経企営第17-114号  
平成29年9月20日

総務大臣  
野田 聖子 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくにししんじゅく

住所 東京都新宿区西新宿3-19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにつぼんでんしんでんわ かぶしきがいしゃ

東日本電信電話株式会社

やま むら まさ ゆき

代表取締役社長 山村 雅之

登録の番号及び年月日

第233号 平成16年4月1日

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成15年法律第百25号）第2条の規定による改正前の電気通信事業法第31条の4第3項の規定により、別紙のとおり契約約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、平成30年1月1日より実施します。
------	---------------------------

《別紙》

契約約款の新旧対照

電報サービス認可約款の一部改正

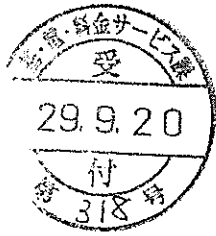
新旧対照

旧	新								
<p>第1章 総則 ～ (略) 第3章 電報の種類 (電報の種類)</p> <p>第5条 電報には、次の種類があります。</p> <table border="1"> <tr> <td>通常電報</td> <td>当社が別に定める文字等を使用する電報 (緊急定文電報及びその他の電報となります。)</td> </tr> <tr> <td>緊急定文電報</td> <td>当社が別に定める文字等を使用して、通信文に当社が別に定める定文 (以下「定文」といいます。) を使用するもの</td> </tr> </table> <p>第4章 通常電報</p> <p>第6条 ～ (略) 第7条 (発信時間)</p> <p>第8条 通常電報は、午前8時から午後10時までの間に発信していただきます。ただし、第18条 (伝送及び配達の順序) に定める非常扱いの電報及び緊急扱いの電報並びに当社が指定する電報サービス取扱所に設置される終日受付可能な電気通信設備へ発信する電報については、この限りではありません。</p> <p>第9条 ～ (略) 第14条</p> <p>第5章 緊急定文電報 (発信時間)</p> <p>第15条 緊急定文電報は、終日発信することができます。 (夜間に発信した電報の配達)</p> <p>第16条 午後7時から翌日午前8時までの間に発信した緊急定文電報は、翌日午前8時に配達します。 ただし、当社が別に定める特別取扱とした電報については、この限りではありません。</p>	通常電報	当社が別に定める文字等を使用する電報 (緊急定文電報及びその他の電報となります。)	緊急定文電報	当社が別に定める文字等を使用して、通信文に当社が別に定める定文 (以下「定文」といいます。) を使用するもの	<p>第1章 総則 ～ (略) 第3章 電報の種類 (電報の種類)</p> <p>第5条 電報には、次の種類があります。</p> <table border="1"> <tr> <td>通常電報</td> <td>当社が別に定める文字等を使用する電報 (定文電報及びその他の電報となります。)</td> </tr> <tr> <td>定文電報</td> <td>当社が別に定める文字等を使用して、通信文に当社が別に定める定文 (以下「定文」といいます。) を使用するもの</td> </tr> </table> <p>第4章 通常電報</p> <p>第6条 ～ (略) 第7条 (発信時間)</p> <p>第8条 通常電報は、午前8時から午後7時までの間に発信していただきます。ただし、第18条 (伝送及び配達の順序) に定める非常扱いの電報及び緊急扱いの電報並びに当社が指定する電報サービス取扱所に設置される終日受付可能な電気通信設備へ発信する電報については、この限りではありません。</p> <p>第9条 ～ (略) 第14条</p> <p>第5章 定文電報 (発信時間)</p> <p>第15条 定文電報は、午前8時から午後7時までの間に発信していただきます。</p> <p>第16条 削除</p>	通常電報	当社が別に定める文字等を使用する電報 (定文電報及びその他の電報となります。)	定文電報	当社が別に定める文字等を使用して、通信文に当社が別に定める定文 (以下「定文」といいます。) を使用するもの
通常電報	当社が別に定める文字等を使用する電報 (緊急定文電報及びその他の電報となります。)								
緊急定文電報	当社が別に定める文字等を使用して、通信文に当社が別に定める定文 (以下「定文」といいます。) を使用するもの								
通常電報	当社が別に定める文字等を使用する電報 (定文電報及びその他の電報となります。)								
定文電報	当社が別に定める文字等を使用して、通信文に当社が別に定める定文 (以下「定文」といいます。) を使用するもの								



新旧対照

旧	新
<p>(その他の取扱い)            第17条 緊急定文電報に関して、この章に規定していない事項の取扱いについては、第4章(通常電報)に規定する取扱いに準ずるものとします。</p> <p>第6章 伝送及び配達順序            第18条            ~ (略)            第19条            (緊急定文電報の伝送及び配達順序)            第20条 当社は、第18条(伝送及び配達順序)の規定によるほか、電報がふくそうし、緊急定文電報(当社が別に定める電報を含みます。以下この条において同じとします。)の伝送及び配達に支障があるときは、緊急定文電報を他の電報(非常扱いの電報及び緊急扱いの電報を除きます。)に先立って伝送及び配達をすることがあります。</p> <p>第7章 利用の制限及び停止            ~ (略)            第11章 雑則</p>	<p>(その他の取扱い)            第17条 定文電報に関して、この章に規定していない事項の取扱いについては、第4章(通常電報)に規定する取扱いに準ずるものとします。</p> <p>第6章 伝送及び配達順序            第18条            ~ (略)            第19条            (定文電報の伝送及び配達順序)            第20条 当社は、第18条(伝送及び配達順序)の規定によるほか、電報がふくそうし、定文電報(当社が別に定める電報を含みます。以下この条において同じとします。)の伝送及び配達に支障があるときは、定文電報を他の電報(非常扱いの電報及び緊急扱いの電報を除きます。)に先立って伝送及び配達をすることがあります。</p> <p>第7章 利用の制限及び停止            ~ (略)            第11章 雑則</p>
	<p>附 則            (実施期日)            1 この改正規定は、平成 年 月 日から実施します。            (経過措置)            2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p>



契約約款変更認可申請書

西企営第 85 号  
平成 29 年 9 月 20 日

総務大臣  
野田 聖子 殿

郵便番号 540-8511

おおさかふ おおさかし ちゅうおうく ばんばちょう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町 3-15

名称及び代表者の氏名

にしにっぽんでんしんでんわ かぶしがいしゃ

西日本電信電話株式会社

むら お かず とし

代表取締役社長 村尾和俊

登録の番号及び年月日

第 234 号 平成 16 年 4 月 1 日

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成 15 年法律第百 25 号）第 2 条の規定による改正前の電気通信事業法第 31 条の 4 第 3 項の規定により、別紙のとおり契約約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、平成 30 年 1 月 1 日より実施します。
------	---------------------------------

電報サービス認可約款の一部改正

新旧対照

旧	新
---	---

第1章 総則  
 ～ (略)  
 第3章 電報の種類  
 (電報の種類)  
 第5条 電報には、次の種類があります。

通常電報	当社が別に定める文字等を使用する電報 (緊急定文電報及びその他の電報となります。)
緊急定文電報	当社が別に定める文字等を使用する電報であって、通信文に当社が別に定める定文 (以下「定文」といいます。) を使用するもの

第4章 通常電報

第6条  
 ～ (略)

第7条

(発信時間)

第8条 通常電報は、午前8時から午後10時までの間に発信していただきます。ただし、第18条 (伝送及び配達順序) に定める非常扱いの電報及び緊急扱いの電報並びに当社が指定する電報サービス取扱所に設置される終日受付可能な電気通信設備へ発信する電報については、この限りではありません。

第9条

～ (略)

第14条

第5章 緊急定文電報

(発信時間)

第15条 緊急定文電報は、終日発信することができます。

(夜間に発信した電報の配達)

第16条 午後7時から翌日午前8時までの間に発信した緊急定文電報は、翌日午前8時以降に配達します。

ただし、当社が別に定める特別取扱とした電報については、この限りではありません。

第1章 総則  
 ～ (略)

第3章 電報の種類  
 (電報の種類)

第5条 電報には、次の種類があります。

通常電報	当社が別に定める文字等を使用する電報 (定文電報及びその他の電報となります。)
定文電報	当社が別に定める文字等を使用する電報であって、通信文に当社が別に定める定文 (以下「定文」といいます。) を使用するもの

第4章 通常電報

第6条  
 ～ (略)

第7条

(発信時間)

第8条 通常電報は、午前8時から午後7時までの間に発信していただきます。ただし、第18条 (伝送及び配達順序) に定める非常扱いの電報及び緊急扱いの電報並びに当社が指定する電報サービス取扱所に設置される終日受付可能な電気通信設備へ発信する電報については、この限りではありません。

第9条

～ (略)

第14条

第5章 定文電報

(発信時間)

第15条 定文電報は、午前8時から午後7時までの間に発信していただきます。

第16条 削陸

新旧対照

旧

新

(その他の取扱い)  
 第17条 緊急定文電報に関して、この章に規定していない事項の取扱いについては、第4章(通常電報)に規定する取扱いに準ずるものとします。  
 第6章 伝送及び配達の順序  
 第18条  
 ~ (略)  
 第19条  
 (緊急定文電報の伝送及び配達の順序)  
 第20条 当社は、第18条(伝送及び配達の順序)の規定によるほか、電報がふくそうし、緊急定文電報(当社が別に定める電報を含みます。以下この条において同じとします。)の伝送及び配達に支障があるときは、緊急定文電報を他の電報(非常扱いの電報及び緊急扱いの電報を除きます。)に先立って伝送及び配達をすることあります。

第7章 利用の制限及び停止  
 ~ (略)  
 第11章 雑則

(その他の取扱い)  
 第17条 定文電報に関して、この章に規定していない事項の取扱いについては、第4章(通常電報)に規定する取扱いに準ずるものとします。  
 第6章 伝送及び配達の順序  
 第18条  
 ~ (略)  
 第19条  
 (定文電報の伝送及び配達の順序)  
 第20条 当社は、第18条(伝送及び配達の順序)の規定によるほか、電報がふくそうし、定文電報(当社が別に定める電報を含みます。以下この条において同じとします。)の伝送及び配達に支障があるときは、定文電報を他の電報(非常扱いの電報及び緊急扱いの電報を除きます。)に先立って伝送及び配達をすることあります。

第7章 利用の制限及び停止  
 ~ (略)  
 第11章 雑則

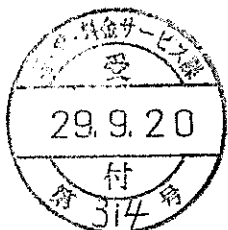
附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 年 月 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。



料金変更認可申請書

東経企管第17-114号  
平成29年9月20日

総務大臣  
野田 聖子 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくにししんじゅく

住所 東京都新宿区西新宿3-19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにつぼんでんしんでんわ かぶしきがいしゃ

東日本電信電話株式会社

やま むら まさ ゆき

代表取締役社長 山村 雅志

登録の番号及び年月日

第233号 平成16年4月1日

電気通信分野の規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律（平成10年法律第58号）附則第6条第5項の規定によりなお効力を有するとされる同法第2条の規定による改正前の電気通信事業法第31条第1項の規定により、別紙のとおり料金の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、平成30年1月1日より実施します。
------	---------------------------

《別紙》

料金の新旧対照

電報サービス認可料金表の一部改正

新旧対照

旧	新
---	---

通則

- 1 (略)  
 ~ (略)  
 8

通常電報及び緊急定文電報に関する料金

1 適用

区分	内 容
(1) (略)	(略)
(2) 有料言語数の計算	通常電報及び緊急定文電報の有料言語数は、通信文に使用した文字等（濁点、半濁点及び空白を除きます。）の数とします。

2 料金額

区 分	単 位	料金額
1 通常電報	(1) かな電報	300円 (税込価格 324円) 40円 (税込価格 43.2円)
	(2) 漢字電報	440円 (税込価格 475.2円) 60円 (税込価格 64.8円)
2 緊急定文電報	1 通ごとに	300円 (税込価格 324円)

通則

- 1 (略)  
 ~ (略)  
 8

通常電報及び定文電報に関する料金

1 適用

区分	内 容
(1) (略)	(略)
(2) 有料言語数の計算	通常電報及び定文電報の有料言語数は、通信文に使用した文字等（濁点、半濁点及び空白を除きます。）の数とします。

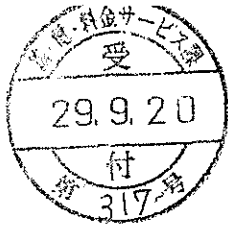
2 料金額

区 分	単 位	料金額
1 通常電報	(1) かな電報	300円 (税込価格 324円) 40円 (税込価格 43.2円)
	(2) 漢字電報	440円 (税込価格 475.2円) 60円 (税込価格 64.8円)
2 定文電報	1 通ごとに	300円 (税込価格 324円)

新旧対照

旧	新
	<p>附則 (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成 年 月 日から実施します。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p>





料金変更認可申請書

西企管第 85 号  
平成 29 年 9 月 20 日

総務大臣  
野田 聖子 殿

郵便番号 540-8511

おおさかふ おおさかし ちゅうおうく ばんばちょう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町 3-15

名称及び代表者の氏名

にしにっぽんでんしんでんわ かぶしきがいしゃ

西日本電信電話株式会社

むら お かず とし

代表取締役社長 村尾和俊

登録の番号及び年月日

第 234 号 平成 16 年 4 月 1 日

電気通信分野の規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律（平成 10 年法律第 58 号）附則第 6 条第 5 項の規定によりなお効力を有するとされる同法第 2 条の規定による改正前の電気通信事業法第 31 条第 1 項の規定により、別紙のとおり料金の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、平成 30 年 1 月 1 日より実施します。
------	---------------------------------

電報サービス認可料金表の一部改正  
新旧対照

旧	新
---	---

通則  
1  
～  
8

通常電報及び緊急定文電報に関する料金

1 適用

区分	内容	容
(1) (略)	(略)	
(2) 有料言語数の計算	通常電報及び緊急定文電報の有料字数は、通信文に使用した文字等（濁点、半濁点及び空白を除きます。）の数とします。	

通則  
1  
～  
8

通常電報及び定文電報に関する料金

1 適用

区分	内容	容
(1) (略)	(略)	
(2) 有料言語数の計算	通常電報及び定文電報の有料字数は、通信文に使用した文字等（濁点、半濁点及び空白を除きます。）の数とします。	

2 料金額

区分	単	位	料金額
1 通常電報	1 通ごとに 基本額 (25字まで) 累加額 (追加5字まで ごとに)	(1) かな電報	300円 (税込価格 324円) 40円 (税込価格 43.2円)
		(2) 漢字電報	440円 (税込価格 475.2円) 60円 (税込価格 64.8円)
2 緊急定文電報	1 通ごとに		300円 (税込価格 324円)

2 料金額

区分	単	位	料金額
1 通常電報	1 通ごとに 基本額 (25字まで) 累加額 (追加5字まで ごとに)	(1) かな電報	300円 (税込価格 324円) 40円 (税込価格 43.2円)
		(2) 漢字電報	440円 (税込価格 475.2円) 60円 (税込価格 64.8円)
2 定文電報	1 通ごとに		300円 (税込価格 324円)

新旧対照

旧	新
	<p>附 則 (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成 年 月 日から実施します。</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p>